

別紙1 申請者及び補助対象放射線防護用器具の詳細

申請者情報・審査に関する事項・対象放射線防護用器具に関する事項

※ 次に掲げる事項は、公益財団法人原子力安全技術センターのインターネットウェブページにおいて電子情報として入力しなければなりません。

1 申請者の情報

名称又は氏名、法人番号（法人の場合に限る。）、所在地、業種（日本産業分類の中分類による）、雇用労働者数、放射線業務従事者数、さらに以下の事項

（1）第8条の一の審査の基準に係る事項

① 平成29年度から平成31年度における、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えた労働者数の最大数

（2）第8条の二の加点の配分に係る事項

① 「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」における自主点検票の提出予定の有無

② 「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」に参加し、放射線被ばくマネジメントを実施する予定の有無

③ 平成29年度から平成31年度における、放射線業務を伴う管理区域内における診療の件数

④ 上記③の診療に従事した医師数（平成31年度）

※ 医師数とは、該当の医師の実数を意味します。

⑤ 上記③の診療に係る学会が認定する指導医の有無（平成31年度）

⑥ 新規導入に係る申請か

※ 新規導入とは、今般申請を行う対象放射線防護用器具を、申請者において初めて購入・備え付けを行う場合を指します。なお、複数種類の器具について申請する場合は、その全ての種類の器具が新規導入でない限り、新規導入に係る申請とは見なしません。

2 対象放射線防護用器具の情報

対象放射線防護用器具の種類、製造者名、型式、製造年月、購入予定数

3 その他事項

申請に必要なものとして公益財団法人原子力安全技術センターが定める事項

別紙2 間接補助対象経費等

対象放射線防護用器具に関する事項・振込先情報

1 間接補助対象経費の申請額

2 振込先情報

金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義人のわかる書類の写し

※ 間接補助金が交付決定された場合の間接補助金の振込先の名義人は、申請者名と同一のものであること。

3 その他事項

申請に必要なものとして公益財団法人原子力安全技術センターが定める事項

別紙3 暴力団排除に関する誓約等

確認申立書に関する事項

1 暴力団排除に関する誓約

下記のいずれにも該当しないことを誓約する。

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 労働関係法令の違反等に関する申告

下記のいずれにも該当することを誓約する。

- (1) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合はこの限りではない）。
- (2) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、その事実を公表されていないこと。
- (3) 間接補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

3 労働保険・厚生年金保険等の加入状況

法令に基づき適切に加入し、未納がないことを誓約する。

4 審査事項に係る申告

下記の事項について申告した内容が事実と相違ないことを誓約する。

- (1) 第8条の一の審査の基準に係る事項
 - ① 平成29年度から平成31年度における、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20ミリシーベルトを超えた労働者数の最大数
- (2) 第8条の二の加点の配分に係る事項
 - ① 「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」における自主点検票の提出予定の有無

- ② 「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」に参加し、放射線被ばくマネジメントを実施する予定の有無
- ③ 平成 29 年度から平成 31 年度における、放射線業務を伴う管理区域内における診療の件数
- ④ 上記③の診療に従事した医師数（平成 31 年度）
- ⑤ 上記③の診療に関係する学会が認定する指導医の有無（平成 31 年度）
- ⑥ 新規導入に係る申請か

5 不正防止に係る次の事項

- (1) 上記 1 から 4 の事項について相違がないこと。
- (2) 上記 1 から 4 の事項について公益財団法人原子力安全技術センターが行う調査等について拒否しないこと。
- (3) 虚偽の申立てその他の不正行為について被る不利益（交付した間接補助金の全部又は一部の返還等）について異議を申し立てないこと。